

今月の納期

市県民税第4期第7期

国民健康保険税介護保険料第8期

1月31日

年金・税

20歳になったら国民年金に加入を
◇年金は老後だけでなく、障害や死亡のとき、自分や家族を守ってくれます ◇保険料を納められないときは、学生納付特例か免除・納付猶予の申請を **問**サンサンコールかごしま **☎**099-808-3333

市税の口座振替済の通知
◇口座振替済の通知(2月発送)を希望し、届け出をしていない人は手続きが必要です **申**直接か電話、ファクスで通知書に記載されている整理番号を **納税課** **☎**216-1190**FAX**216-1196へ

水道・住まい

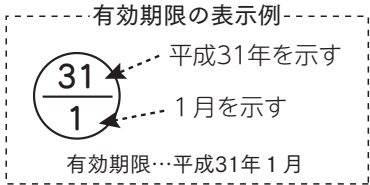
水道料金・下水道使用料のアパート料金制度
◇共同住宅の各世帯の使用水量を均等とみなして料金を算定する制度があります **対**各戸に家事用の水道設備がある共同住宅の所有者 **問**水道局お客様料金センター **☎**812-6171**FAX**812-6175

汚水ますは定期的に掃除を
◇風呂場や台所の外に設けてある汚水ます(特にトラップますの底にある目皿)に付着したごみや木の根は、詰まりの原因となりますので、定期的に取り除いてください **問**水道局給排水設備課 **☎**213-8522 **FAX**259-1627



井戸の水質調査を行っています
◇地下水の汚染状況を把握するため、5年周期で地域を変えながら井戸の水質調査を実施しています ◇来年度の調査予定地域…伊敷・吉野・下田・花野・千年・玉里・坂元・下福元・平川・錫山・喜入 ◇井戸を使用している人は **環境保全課** **☎**216-1297**FAX**216-1292へ連絡を

子メーターは有効期限内ですか
◇マンションなどで各入居者の水道や電気などの使用料を決めるために設置している子メーターの有効期限は、水道メーターが8年、家庭用の電気メーターが10年です ◇管理者は有効期限内に必ず取り換えを **問**市計量検査所 **☎**256-5633**FAX**256-5829



おしらせ・募集

17面にも掲載

インターネット公売のお知らせ
◇滞納処分で差し押さえた物品をYahoo!官公庁オークションで公売します ◇申込期間…1月8日(火)13時～22日(火)23時 ◇競り売り期間…1月29日(火)13時～31日(木)23時 **申**詳しくは **市HP**か **Yahoo!官公庁オークションHP**、特別滞納整理課 **☎**216-1195へ



市有地(宅地)の売却
◇所在地…西別府町2794番143
◇価格…1036万円 ◇面積…271.91㎡ ◇先着順で随時売却
◇詳しくは **市HP**か **管財課** **☎**216-1158**FAX**216-1162へ



保留地(宅地)の売却
◇所在地(計15区画)…宇宿五丁目・九丁目、広木二丁目・三丁目
◇価格…417万6247円～3362万2667円 ◇面積…40.64㎡～371.78㎡ ◇先着順で随時売却
◇詳しくは **市HP**か **区画整理課** **☎**216-1394**FAX**216-1385へ



ペットの防災対策
◇日頃からペット用品を備蓄しましょう ◇周囲に迷惑を掛けないようしつけを行いましょう ◇ペットには飼い主の名前・連絡先が分かる迷子札などを付けましょう **問**生活衛生課803-6905**FAX**803-7026



夜間の外出時は夜光反射材の活用を
◇黒っぽい色の服装は、夜間、車の運転手から発見されにくくなります ◇外出するときは夜光反射材を身に着け、白や黄色などの明るい色の服装を心掛けましょう **問**安心安全課 **☎**216-1209**FAX**226-0748



「ソーホーかごしま」オフィスの入居者募集(8室)
対ITを活用して新たに創業しようとしているか、既に事業を行っている法人・個人など ※審査あり **料**月額使用料、電気代、清掃費用など **申**直接か郵送で所定の申請書(**市HP**からダウンロード可)を1月31日(消印有効)までに **産業創出課** **☎**216-1319**FAX**216-1303へ

市営墓地の使用者募集
◇対象墓地(計50区画程度)…坂元・草牟田・唐湊・郡元・武岡(一般・芝)・宇宿・万田ケ宇都 **対**本市に住民登録があり、申込書受付日前に1年以上継続して居住し、市内に墓地・納骨堂を持っていない人 ※3年以内に納骨施設(墓石)を建立することが条件 **申**直接、所定の申込書を1月10日～31日に **環境衛生課** **☎**216-1301**FAX**216-1292か同谷山分室 **☎**269-8463**FAX**260-4411へ

社会保険料控除を受けるために必要な書類

所得税や市民税・県民税申告のときに社会保険料の控除を受けるには、領収書など納付金額の分かる書類が必要です。

・国民年金保険料

◇日本年金機構から送付された控除証明書か領収書(昨年10月以降に初めて納付した人は2月上旬に送付されます)
◇家族の保険料を納付したときも控除の対象になります **問**日本年金機構(ねんきん加入者ダイヤル) **☎**0570-003-004

・介護保険料

◇特別徴収(年金からの天引き)の人は、今月下旬に年金保険者から送付される「公的年金等の源泉徴収票」
◇口座振替の人は、今月下旬に市から送付される「介護保険料口座振替・自動払込済のお知らせ」
◇納付書で納めている人は、「介護保険料領収証書」(領収印が押されたもの)
◇紛失したときなどは納付確認書を発行します
◇介護保険サービスの自己負担額やおむつ代は医療費控除の対象になることがあります **問**介護保険課 **☎**216-1279**FAX**219-4559

・国民健康保険税

◇今月下旬に市から送付される「納付済額のお知らせ」か領収書 ※紛失したときなどは連絡票を発行します **問**国民健康保険課 **☎**216-1230**FAX**216-1200

・後期高齢者医療保険料

◇特別徴収(年金からの天引き)の人は、今月下旬に年金保険者から送付される「公的年金等の源泉徴収票」
◇口座振替の人は、今月下旬に市から送付される「後期高齢者医療保険料口座振替・自動払込済のお知らせ」 ※本人以外の名義の口座から振り替えているときは、その名義人に社会保険料控除が適用されます
◇納付書で納めている人は、「後期高齢者医療保険料領収書」(領収印が押されたもの)
◇紛失したときなどは納付確認書を発行します **問**長寿支援課 **☎**216-1268**FAX**224-1539